

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和六十二年十一月 建設省告示第十九百号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。） 第百十五条の二第一項第六号の規定に基づき、耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を次のように定める</p> <p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分は、次の各号に定める構造であるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 給水管、配電管その他の管の構造が令第二百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものであること。ただし、耐火構造の床若しくは壁若しくは特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。</p>	<p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造に関する基準</p> <p style="text-align: center;">昭和六十二年十一月十日 建設省告示第十九百号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。） 第百十五条の二第一項第六号の規定に基づき、耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造に関する基準を次のように定める。</p> <p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造は、次の各号に定めるものであること。</p> <p>一 略</p> <p>二 給水管、配電管その他の管の耐火構造の床又は壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。ただし、耐火構造の床若しくは壁若しくは甲種防火戸で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分又は昭和四十四年建設省告示第三千八百八十三号各号に掲げる基準に適合する部分については、この限りでない。</p>

三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項各号に定める構造の特定防火設備が平成十二年建設省告示第 号に定める方法により設けられていること

と

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。

三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項各号に定める構造のダンパーが設けられていること

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。